障がいのある方への配慮マニュアル

~障がいのある人もない人もともに地域で安心して暮らせるまちを目指して~

第2版

平成 29 年 (2017 年) 2 月

(平成31年(2019年)2月改訂)

瑞浪市

改訂履歴

版数	発行月	改訂内容
第1版	平成 29 年 (2017 年) 2 月	初版発行
第2版	平成 31 年 (2019 年) 2 月	「9 参考」の「(4) 障がいのある人に関するマーク」
		の表を改訂
		※「ヘルプマーク」と「ヒアリングループマークを
		追記」

目 次

1. はじめに	1
2. 不当な差別的取扱いの禁止	2
3. 合理的配慮	3
4. 応対の心構え	5
5. 障がいの理解 (障がい種別の特性)	6
(1) 視覚障がい	6
(2) 聴覚障がい	7
(3) 肢体不自由	9
(4) 内部障がい	1 0
(5) 知的障がい	1 2
(6) 精神障がい	1 3
(7) 発達障がい	1 4
(8) 高次脳機能障がい	1 5
(9) 難病を原因とする障がい	1 6
6. 場面ごとの応対	1 7
(1) 庁内での案内	1 7
(2) 来客・窓口対応	1 8
(3) 行政情報の提供	2 0
(4)市民を対象とした講演会やイベント等の開催	2 2
7. 相談窓口の設置	2 3
8. 研修の実施	2 3
9.参考	2 4
(1) 車いすでの介助方法	2 4
(2) 視覚障がいのある人の介助方法	2 6
(3)ほじょ犬(身体障害者補助犬)	3 1
(4) 障がいのある人に関するマーク	3 2

〔参考資料・引用〕

「公共サービス窓口における配慮マニュアル 障害のある方に対する心の身だしなみ」 発行 障害者施策推進本部 (事務局:内閣府障害者施策担当)

「障害のある人への応対のしおり」(長崎県障害福祉課)

「障がいのある方への配慮マニュアル」(岐阜県)

1. はじめに

このマニュアルは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「法」という。)第 10 条第1項の規定に基づき、障がいのある人もない人もともに地域で安心して暮らせるまちを目指して、障がいを理由とする差別の解消に向け、瑞浪市の事務又は事業の実施にあたり、職員が障がいを理由とする差別(不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供)を行わないための基本的な考え方その他必要な事項について定めるものです。

行政サービスを提供する行政機関の職員として、不当な差別的取扱いをしないのは もちろん、特に障がいのある人への「合理的配慮」は、障がいのある人を取り巻く社 会的障壁を取り除き、障がいのある人が社会を構成する一員として、あらゆる社会活 動に参加することができる社会づくりのため、まずは私たち職員が積極的に取り組む 必要があります。

今回作成したマニュアルは、障がいのある人にとって行政機関や行政サービスを使いやすいものとするため、そこに勤務する職員に対し、障がいの特性を理解した上での適切な配慮が可能となるよう作成したものですが、あくまでも基礎的なものであり、全てに対応できるものではありません。

しかしながら、このマニュアルが示す「対象者を理解して、対象者にとってより適切な配慮を行う」という姿勢は、障がいのある人だけでなく、子ども連れの方や妊産婦、高齢者などへの対応にも必要なことであり、職員として大切なことです。

職員の皆さんには、このことをご理解いただき、全ての市民にとって、行政サービスが利用しやすいものとなるよう、このマニュアルをご活用願います。

なお、このマニュアルは実際に活用する職員の皆さんの意見や障がいのある人のご意見を いただきながら改善を重ねていく予定です。

2. 不当な差別的取扱いの禁止

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

不当な差別的取扱いとは、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がいのない人に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がいのある人の権利利益を侵害することです。

なお、障がいのある人を障がいのない人と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的 改善措置)、障がいのある人に対する合理的配慮の提供による障がいのない人との異な る取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつ つ障がいのある人に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当た りません。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に当たるのは、障がいのある人に対して、障がいを理由として、サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。

正当な理由に当たるかどうかについては、個別の事案ごとに、障がいのある人、第 三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損 害発生の防止等)及び事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的 場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

なお、正当な理由があると判断した場合には、障がいのある人にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努める必要があります。

3. 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

職員は、事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁を除去するための、必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)を行う必要があります。

社会的障壁とは …障がいがある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念など。

(例) ①通行や利用しにくい施設

(段差、狭い通路、高い位置に置かれたパンフレットなど)

- ②意思疎通の図りにくい窓口(音声や筆談での案内の欠如)
- ③障がいがある人への偏見

①留意すべき事項

合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に 応じて異なり、多様かつ個別性の高いものです。障がいのある人が現に置かれている 状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段や方法について、「(2)過重な負担の 基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め柔軟な対応が必要と されます。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変 わり得るものです。

合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある人の性別、年齢、状態等に配慮する 必要があります。

②意思の表明について

意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や、身振り・サイン等による合図など、障がいのある人が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられます。また、知的障がいや精神障がい等により本人の意思表明が困難な場合には、障がいのある人の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含みます。

なお、意思の表明が困難な障がいのある人が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、社会的障壁の除去を必要としていることが明らかである場合には、障がいのある人に対して適切と思われる配慮を提案するなど、

自主的に配慮を行うことが望まれます。

③環境の整備との関係

合理的配慮は、障がいのある人等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がいのある人に対して、その状況に応じて個別に実施されるものです。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なります。

特に障がいがある人との関係性が長期に渡る場合には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、環境の整備を考慮に入れることにより、中長期的なコストの削減・効率化につなげていくことも検討します。

また、障がいの状態等が変化することもあるため、適宜、見直しを行うことが重要です。

4 委託事業者について

市の事務又は事業を事業者に委託する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障がいのある人が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、合理的配慮の提供について盛り込むことが望まれます。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や 状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。過重な負担に当たると判断 した場合は、障がいのある人にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努める こととします。

- ○事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- ○実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ○費用・負担の程度
- ○事務・事業規模
- ○財政・財務状況

4. 応対の心構え

- (1) 相手の「人格」を尊重し、相手の立場に立って応対します。
 - 相手の立場に立って、「ていねいに」分かりやすい応対を心がけます。
 - 障がいのある本人に直接応対するようにし、介助の人や手話通訳の人等には、必要に応じて助言を求めるようにします。
 - 何らかの配慮の必要があると思う場合でも、思い込みや押し付けではなく、本人 が必要と考えていることを確認し、必要に応じて介助の人の意見も聞くようにしま す。

(2) 障がいの有無や種類に関わらず、困っている人には進んで声をかけます。

- 窓口を訪れる人の障がいの有無や種類は明確ではないため、常に来庁される人の中に障がいのある人も含まれていることを念頭に置いて、困っていそうな状況が見受けられたら、速やかに適切な応対をするようにします。
- 障がいの種類や内容を問うのではなく、「どのようなお手伝いが必要か」を本人に たずねます。

(3) コミュニケーションを大切にします。

○ コミュニケーションが難しいと思われる場合でも、敬遠したり分かったふりをせず、「明確に」「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」相手の意思を確認し、信頼感の持てる応対を心がけます。

(4) 柔軟な応対を心がけます。

- 相手の話をよく聞き、訪問目的を的確に把握し、「たらい回し」にしないようにします。
- 応対方法がよく分からないときは、一人で抱え込まず周囲に協力を求めます。
- 想定していないことが起きても、素早く柔軟に応対します。

(5) 不快になる言葉は使わないようにします。

- 差別的な言葉はもとより、不快に感じられる言葉や子ども扱いした言葉は使わな いようにします。
- 障がいがあるからといって、特別扱いした言葉は使わないようにします。

(6) プライバシーには立ち入らないようにします。

- 障がいの原因や内容について、必要がないのに聞いたりしないようにします。
- 仕事上知り得た個人の情報については、守秘義務を守ります。

5. 障がいの理解(障がい種別の特性)

このページ以降、障がい種別の主な特徴を記載していますが、障がいの種類は同じでも程度や症状は一人ひとり様々で、また、複数の障がいを併せ持つ場合もあります。したがって、そのニーズも多様であり、画一的ではなく、柔軟に応対することが重要です。

(1) 視覚障がい

視力、視野、色覚などの障がいで、文字を読み取ったり、慣れない場所で移動することが困難であるなど、様々な生活のしづらさを抱えています。

視覚障がいのある人の中には、全く見えない人と見えづらい人とがいます。見えづらい人の中には、細部がよく分からない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭い(視野の一部が欠けていたり、望遠鏡でのぞいているような見え方)などの人がいます。また、特定の色がわかりにくい人もいます。

【主な特徴】

■一人で移動することが困難

慣れていない場所では一人で移動することは困難です。

また、外出時は白杖を使用する人もいます。左右に振った杖の先が物や壁に当たることで、足元の安全を確認したり方向を修正します。

■音声を中心に情報を得ている

目からの情報が得にくいため、音声や手で触ることなどにより情報を入手しています。

■文字の読み書きが困難

文書を読むことや書類に文字を記入することが難しい人が多いです。

【コミュニケーションの留意点】

■こちらから声をかける

周りの状況が分からないため、相手から声をかけられなければ、会話が始められないことがあります。また、知っている相手でも声だけでは誰か分からないこともあります。

■指示語は使わない

「こちら」、「あちら」、「これ」、「それ」などの指示語では、「どこか」、「何か」わかりません。場所は「30センチ右」、「2歩前」など、物は「○○の申請書」など具体的に説明します。場合によっては相手の了解を得た上で、手を添え、物に触れてもらい説明します。

■点字と音声

点字は、指先で触って読む文字です。

視覚障がいのある人が必ずしも点字を読めるわけではなく、点字を使用されるのは 1割で、残りの9割の人は、主に音声や拡大文字により情報を得ています。文字情報 を音声にする方法としては、補助者による代読(代筆)やパソコンの音声読み上げソ フトを用いるほか、文書内容をコード情報に変換して印刷したものを活字文書読み上 げ装置を使って音声化する方法もあります。

(2) 聴覚障がい

音を聞いたり、感じる経路に何らかの障がいがあり、話し言葉を聞き取ったり、 周囲の音から状況を判断することが困難であるなど、様々な生活のしづらさを抱え ています。

聴覚障がいのある人の中には、全く聞こえない人と聞こえにくい人とがいます。 さらに、言語障がいを伴う人とほとんど伴わない人とがいます。

【主な特徴】

■外見から分かりにくい

外見からは聞こえないことが分かりにくいため、挨拶したのに返事をしないなどと 誤解されることがあります。

■視覚を中心に情報を得ている

音や声による情報が得にくく、文字や図などの視覚により情報を入手しています。

■声に出して話せても聞こえているとは限らない

聴覚障がいのある人の中には声に出して話せる人もいますが、相手の話は聞こえていない場合があります。

■補聴器をつけても会話が通じるとは限らない

補聴器をつけている人もいますが、補聴器で音を大きくしても、明瞭に聞こえているとは限らず、相手の口の形を読み取るなど、視覚による情報で話の内容を補っている人もいます。

【コミュニケーションの留意点】

■コミュニケーションの方法を確認する

聴覚障がいのある人との会話には、筆談、要約筆記、手話、指文字、口話(こうわ) (声を出して話をすること。)、読話(どくわ)(相手の口の動きを見て話を読み取ること。)などの方法があります。

人によってコミュニケーションの方法は異なるので、どのような方法によれば良いか、本人の意向を確認します。

■聞き取りにくい場合は確認する

言語障がいのある人への応対は、言葉のひとつひとつを聞き分けることが必要です。 聞き取れないときは、分かったふりをせず、聞き返したり、紙などに書いてもらい内容を確認します。

(様々なコミュニケーション方法)

〇筆談

メモ用紙や簡易筆談器などに、文字を書いて伝える方法です。パソコンや携帯電話 の画面上で言葉をやりとりする方法もあります。

〇要約筆記

話し手の話の内容をつかみ、それを文字にして伝える、聴覚障がいのある人のためのコミュニケーション手段です。要約筆記者(要約筆記奉仕員)により視覚による情報支援が受けられます。

〇手話

手指の形や表情、体の向きなどを使って表現し、目で視る言葉です。聴覚障がいの ある人たちの間で自然に生まれ、国による標準手話の確定などを通じて発展してきま したが、地方によって、習慣や文化の違いから表現の仕方が異なるものがあります。

〇指文字

指の形で「あいうえお〜」を一文字ずつ表すものです。まだ手話になっていない新 しい単語や、固有名詞などを表すのに使います。通常は手話と組み合わせて使用しま す。

〇口話 (こうわ)・読話 (どくわ)

相手の口の動きを読み取る方法です。口の動きが分かるよう正面からはっきりゆっくり話すことが必要です。口の形が似ている言葉は区別がつきにくいので、言葉を言い換えたり、文字で書くなどして補います。

読話をしている方は、こちらの口元をじっと見つめていますが、口の動きを読み取るためですので、そのことを理解した上で会話してください。

(筆談のコツ)

〇要旨だけを簡単にまとめて書く

一字一句でいねいに書くより、必要なことだけを簡単にまとめて書くようにした方 が、スムーズにコミュニケーションできます。

○〈良い書き方の例〉

調べるのに、約10分かかります。

×〈悪い書き方の例〉

只今込み合っていますので、お調べするのに約10分かかります。

○漢字を適切に使って、意味がわかるようにする

難しい言葉は避けるようにしますが、ひらがなばかりでもかえって意味がわかりに くくなります。表意文字である漢字を適切に使うと、読めなくても意味が通じやすく なります。

○〈良い書き方の例〉

調べるのに、約10分かかります。

×〈悪い書き方の例〉

しらべるのに、やくじゅっぷんかかります。

○抽象的な言葉や二重否定は使わない

抽象的な言葉や二重否定を使うと誤解を招くことがあります。遠回しな言い方は避け、簡潔にまとめると言いたいことが伝わります。

○〈良い書き方の例〉

資料をお渡しするのに、約30分かかります。

×〈悪い書き方の例〉

資料をお渡しできないわけではないのですが、用意するのに時間がかかります。

(3) 肢体不自由

手足や体幹の運動や動作の障がいのため、起立や歩行、物の持ち運びが困難であるなど、さまざまな生活のしづらさを抱えています。

肢体不自由のある人の中には、上肢や下肢に切断や機能障がいのある人、座ったり立ったりする姿勢保持が困難な人、脳性麻痺の人などがいます。これらの人の中には、書類の記入などの細かい作業が困難な人、立ったり歩行したりすることが困難な人、身体に麻痺がある人、自分の意思と関係なく身体が動く不随意運動を伴う人などがいます。移動については、杖や松葉杖を使用される人、義足を使用される人、車いすを使用される人などがいます。また、病気や事故で脳が損傷を受けた人の中には、身体の麻痺や機能障がいに加えて、言葉の不自由さや記憶力の低下、感情の不安定さなどを伴う人もいます。

【主な特徴】

■移動に制約がある人もいる

下肢に障がいのある人では、段差や階段、手動ドアなどがあると、一人では進めない人がいます。また、歩行が不安定で転倒しやすい人もいます。 車いすを使用している人では、高い所には手が届きにくく、床の物は拾いにくいです。

■文字の記入が困難な人もいる

手に麻痺のある人や脳性麻痺で不随意運動を伴う人などは、文字を記入できなかったり、狭いスペースに記入することが困難です。

■体温調節が困難な人もいる

脊髄を損傷された人では、手足が動かないだけでなく、感覚もなくなり、周囲の温度に応じた体温調節が困難です。

■話すことが困難な人もいる

脳性麻痺の人の中には、発語の障がいに加え、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまうため、自分の意思を伝えにくい人もいます。

【コミュニケーションの留意点】

■車いすを使用している人の視線に合わせる

車いすを使用している場合、立った姿勢で話されると上から見下ろされる感じがして、身体的・心理的に負担になるので、少しかがんで同じ目線で話すようにします。

■聞き取りにくい場合は確認する

聞き取りにくいときは、分かったふりをせず、一語一語確認するようにします。

■子ども扱いをしない

言葉がうまくしゃべれない人に対して、子どもに対するような接し方をしないよう にします。

(4) 内部障がい

内臓の機能の異常や喪失のため、継続的な医療ケアが必要など、様々な生活のしづらさを抱えています。

内部障がいとは、内臓機能の障がいであり、身体障害者福祉法では心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルス(H I V)による免疫機能、肝臓機能の7種類の機能障がいが定められています。

【主な特徴】

■外見から分かりにくい

外見からは分からないため、電車やバスの優先席に座っても周囲の理解が得られないなど、心理的なストレスを受けやすい状況にあります。

■疲れやすい

障がいのある臓器だけでなく、全身の状態が低下しているため、体力がなく疲れやすい状況にあり、重い荷物を持ったり、長時間立っているなどの身体的負担を伴う行動が制限されます。

■携帯電話の影響が懸念される人もいる

心臓機能障がいで心臓ペースメーカーを埋め込んでいる人では、携帯電話から発せられる電磁波等の影響を受けると誤動作するおそれがあるので、配慮が必要です。

■タバコの煙が苦しい人もいる

呼吸器機能障がいのある人では、タバコの煙などが苦しい人もいます。

■トイレに不自由されている人もいる

ぼうこう・直腸機能障がいで人工肛門や人工ぼうこうを使用している人 (オストメイト) は、排泄物を処理できるオストメイト用のトイレが必要です。

【コミュニケーションの留意点】

■負担をかけない応対を心がける

症状や体調に応じて、対応してほしい内容を本人に確認しながら、できるだけ負担 をかけない応対を心がけます。

■風邪をひいている時はうつさないようにする

体力の低下により感染しやすくなるので、応対者が風邪をひいている時は、気をつける必要があります。

症状の例

[心臓機能障がい]

不整脈、狭心症、心筋症等のために心臓機能が低下した障がいで、ペースメーカー等 を使用している人もいます。

[じん臓機能障がい]

じん機能が低下した障がいで、定期的な人工透析に通院されている人もいます。

[呼吸器機能障がい]

呼吸器系の病気により呼吸機能が低下した障がいで、酸素ボンベを携帯したり、人工 呼吸器(ベンチレーター)を使用している人もいます。

[ぼうこう・直腸機能障がい]

ぼうこう疾患や腸管の通過障がいで、腹壁に新たな排泄口 (ストマ) を造設している 人もいます。

[小腸機能障がい]

小腸の機能が損なわれた障がいで、食事を通じた栄養維持が困難なため、定期的に静脈から輸液の補給を受けている人もいます。

[ヒト免疫不全ウイルス (HIV) による免疫機能障がい]

HIVによって免疫機能が低下した障がいで、抗ウイルス剤を服薬している人です。

[肝臓機能障がい]

ウイルス性肝炎(B型、C型)、自己免疫性肝炎、代謝性肝炎疾患等のために肝機能が低下した障がいで、全身倦怠感、むくみ、嘔吐などの症状に加え、吐血、意識障がい、痙攣発作をおこす人もいます。

(5) 知的障がい

先天的又は発達期に病気やけがなどが元で脳に障がいを受けたことにより知的な機能に影響を受け、複雑な事柄や抽象的な概念を理解することが困難であるなど、様々な生活のしづらさを抱えています。

知的障がいのある人は、発達時期において脳に何らかの障がいが生じたため、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさのある人です。重度の障がいのため常に同伴者を必要とする人もいますが、障がいが軽度の場合には会社で働いている人も大勢います。

【主な特徴】

- ■複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい
- ■人にたずねたり、自分の意見を言うのが苦手な人もいる
- ■漢字の読み書きや計算が苦手な人もいる
- ■ひとつの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す人もいる。また、質問に対する答え がオウム返しになる人もいる

【コミュニケーションの留意点】

■短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明

一度にたくさんのことを言われると混乱するので、短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対します。

■具体的にわかりやすく

案内板や説明資料には、漢字にふりがなをつけるとともに、抽象的な言葉は避け、 絵や図を使って具体的に分かりやすく説明します。例えば大きさを伝えるときも、「リ ンゴの大きさ」など具体的に表現します。

■子ども扱いしない

成人の方の場合は、子ども扱いしないようにします。

■穏やかな口調で声をかける

社会的なルールを理解しにくいため、時に奇異な行動を起こす人もいますが、いきなり強い調子で声をかけたりせず、「どうしましたか?」、「何かお手伝いしましょうか?」と穏やかな口調で声をかけます。

■理解したかの確認が必要

質問に答える際にオウム返しになる人もいるので、こちらの意思を伝える場合、理 解するまでよく確認します。

■本人の意思確認が必要

支援者等同伴者と行動することが多いですが、同伴者の意見だけではなく、本人に対する意思確認も必要です。

(6)精神障がい

精神障がいのある人は、統合失調症、うつ病、双極性障がい(躁うつ病)、てんかん、アルコール依存症等によるさまざまな精神症状により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えています。

精神障がいは、適切な治療・服薬と周囲の配慮により、ある程度の症状をコントロールすることが可能となります。

【主な特徴】

- ■ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手な人が多い
- ■外見からは分かりにくく、障がいについて理解されずに孤立している人もいる
- ■精神障がいに対する社会の無理解から、病気のことを他人に知られたくないと思って いる人も多い
- ■周囲の言動を被害的に受け止め、恐怖感を持ってしまう人もいる
- ■若年期の発病や長期入院のために、社会生活に慣れていない人もいる
- ■気が動転して声の大きさの調整が適切にできない場合もある
- ■認知面の障がいのために、何度も同じ質問を繰り返したり、つじつまの合わないこと を一方的に話す人もいる

【コミュニケーションの留意点】

■「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明

一度にたくさんのことを言われると混乱するので、「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対します。

■不安を感じさせないような穏やかな応対

いきなり強い調子で声をかけたりせず、穏やかな口調で応対します。相手に考えて もらう余裕や安心感を与える応対を心がけます。

疾患の例

[統合失調症]

幻覚・妄想・話しのまとまりの悪さなどの思考障がいのほか、意欲の低下・ひきこもり・対人関係の障がい・状況判断の悪さなど生活能力の低下が見られる場合があります。 抗精神病薬を規則的に服用し、病状を改善すると共に再発を予防することが大切です。 また、生活能力の低下に対しては生活のしづらさに焦点を当てた社会生活技術の練習や 作業療法に参加することで安定した日常生活を送ることができます。

[うつ病]

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味が持てなくなったり、不眠や食欲不振など の症状が一定期間以上続くこころの病です。このような症状が続いたら、早期の受診と 急性期には十分な休養をとることが必要となります。

[てんかん]

通常は規則正しいリズムで活動している大脳の神経細胞(ニューロン)の活動が突然崩れて、激しい電気的な乱れが生じることによって発作が現れる神経疾患です。発作には、けいれんを伴うもの、突然意識を失うもの、意識はあるが認知の変化を伴うものなど、様々なタイプのものがあります。薬によって約8割の人は発作を止められるようになりました。

※注 「てんかん」は幻覚妄想や抑うつ症状など精神症状の合併を示すことも少なくない こと、国の福祉制度の中でも精神障がいに位置づけられていることから、「精神障が い」の項目の中で説明しています。

(7) 発達障がい

主に脳機能の障がいがあり、他人と社会的関係を形成することや読み書き計算の 習得をすることが困難であったり、注意散漫でじっとしていられないなど、様々な 生活のしづらさを抱えています。

発達障がいは、自閉症等の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)等、脳機能の障がいであって、通常低年齢において症状が発現するものです。自閉症には、知的障がいを伴う場合と伴わない場合(高機能自閉症)とがあります。

【主な特徴】

- ■外見からは分かりにくい
- ■話す言葉は流暢でも、言われたことを理解しにくい人もいる
- ■相手の言ったことを繰り返す時は、相手が言っていることが理解できていないことが 多い
- ■遠回しの言い方や曖昧な表現は理解しにくい
- ■相手の表情・態度やその場の雰囲気を読み取ることが苦手な人もいる
- ■順序だてて論理的に話すことが苦手な人もいる
- ■年齢相応の社会性が身についていない人もいる
- ■関心があることばかり一方的に話す人もいる
- ■言いたいことを、ふさわしい言葉や表情、態度で表現できない人もいる
- ■一度に複数の説明や指示を出すと混乱する人もいる
- ■運動、手先の作業など、極端に不器用な人もいる
- ■文字や文章を読むことはできても、書くことが極端に苦手な人もいる
- ■聞いて理解することはできても、読むことが極端に苦手な人もいる
- ■落ち着きがないように見えたり、視線が合いにくかったりする

【コミュニケーションの留意点】

- ■短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明
- ■抽象的な表現は用いず、できるだけ具体的に説明

抽象的な表現は避け、絵や写真を活用するなど具体的に説明します。待ってもらう 必要がある場合や時間に余裕がないときなどは、おおよその待ち時間や対応できる時 間などをあらかじめ伝えておきます。

■安心できる落ち着いた静かな環境を整える

当事者が言いたいことを話せるよう、落ち着いた静かな環境づくりや十分な時間を 確保するようにします。

(8) 高次脳機能障がい

交通事故や脳血管障がいなどの病気により、脳にダメージを受けることで生じる 認知や行動に生じる障がいで、身体的には障がいが残らないことも多く、外見では わかりにくいため、「見えない障がい」とも言われています。

【主な特徴】

■以下の障がいが現れる場合があります

記憶障がい:すぐに忘れてしまったり、新しい出来事を覚えることが苦手なため、何 度も同じことを繰り返したり質問したりする。

注意障がい:集中力が続かなかったり、ぼんやりしてしまい、何かをするとミスが多く見られる。

二つのことを同時にしようとすると混乱する。

主に左側で、食べ物を残したり、障害物に気が付かないことがある。

遂行機能障がい:自分で計画を立てて物事を実行したり、効率よく順序立てられない。 社会的行動障がい:ささいなことでイライラしてしまい、興奮しやすい。

> こだわりが強く表れたり、欲しいものを我慢できない。 思い通りにならないと大声を出したり、時に暴力をふるったりする。

病識欠如:上記のような症状があることに気づかず、できるつもりで行動してトラブルになる。

- ■失語症を伴う場合があります
- ■片麻痺や運動失調等の運動障がいや眼や耳の損傷による感覚障がいのある場合があります

【コミュニケーションの留意点】

■主な特性に応じて必要な対応を心がける。

記憶障がい:自分でメモを取ってもらい、双方で確認するようにします。

注意障がい: 短時間なら集中できる場合もあるので、こまめに休憩を取るなどします。

左側に危険なものを置かないようにします。

遂行機能障がい:手順書を利用します。

社会的行動障がい:感情をコントロールできない状態にあるときは、上手に話題や場

所を変えてクールダウンを図ります。

(9) 難病を原因とする障がい

体調の変動が激しく、座ったり横になることが多い、ストレスや疲労により症状が悪化しやすい、定期的な通院が必要であるといった疾患管理上の条件などから、様々な生活のしづらさを抱えています。

難病とは、原因不明で治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病で、慢性的経過をたどり、本人や家族の経済的・身体的・精神的負担が大きい疾病です。中には、難病を原因とする障がいのある人もいます。

【主な特徴】

■外見から分かりにくい

外見からは分からないため、電車やバスの優先席に座っても周囲の理解が得られないなど、心理的なストレスを受けやすい状況にあります。

■体調の変動が激しい

午前中は体調が悪くても、夕方になると良くなるなど、一日の中での体調の変動があることがあります。特に、ストレスや疲労により、症状が悪化することがあります。

【コミュニケーションの留意点】

■負担をかけない応対を心がける

症状や体調に応じて、対応してほしい内容を本人に確認しながら、できるだけ負担 をかけない応対を心がけます。

6. 場面ごとの応対

(1) 庁内での案内

来庁する人の障がいの有無や種類は明確ではないため、来庁者の中には障がいのある人も含まれていることを念頭において応対します。

【共通的な配慮】

- ■入口や受付付近で困っていそうな人を見かけたら、「何かお手伝いすることはありますか?」と積極的に声をかけます。
- ■声かけは、介助の人ではなく、直接本人に対して行います。
- ■誘導が必要かどうか、直接本人に尋ねます。
- ■わかりやすいサイン表示(はっきりしたコントラスト、漢字にふりがな、図やサイン の併記等)により、目的の場所を見つけやすくします。
- ■廊下等の歩行空間には、通行に支障をきたす物を置かないようにします。
- ■目的の場所までの案内の際に、障がいのある人の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、 前後・左右・距離の位置取りについて、本人の希望を聞きます。
- ■こちらからの説明に対する理解が困難な人には、せかしたりせず「明確に」「ゆっくり」 「ていねいに」「くり返し」説明します。
- ■ドアの開閉が困難な人には開閉を手伝います。
- ■案内板は、必要に応じて漢字にふりがなをつけます。
- ■頻繁に離席の必要がある方には、案内する座席などの位置を扉や入口の近くにします。
- ■立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の人の理解を得た上で、障がいのある人の順番が来るまで別室や席を用意します。
- ■来庁される時の車両乗降場所を施設の出入り口に近い場所へ変更します。

【障がい種別の配慮】

視覚障がいのある人

- ■職員であること及び名前を名乗った上で、周りの状況を具体的に分かりやすく伝えます。待つ必要がある場合は、おおよその待ち時間を伝えて、椅子等に案内し、順番がきたら名前で声をかけて知らせます。
- ■移動を介助する場合は、その方との背の高さの関係で肘(ひじ)肩または手首を軽く 握ってもらい、誘導する側が半歩先に立って歩きます。階段や段差の手前では「上り です」「下りです」と声をかけます。

聴覚障がいのある人

■お互いが可能なコミュニケーションの方法を確認し、用件を伺います。

- ■呼び出しの音声が聞こえない人には、どのような方法で知らせるかあらかじめ説明して、不安のないようにします。
- ■窓口には、常に筆談のできるメモ用紙や小さめのホワイトボードなどを用意しておきます。

車いす使用の人

- ■段差がある場合に、携帯スロープの設置や本人の意向を確認してキャスター上げの補助をするなどします。
- ■少しかがんで目線が合う高さで話をします。
- ■窓口には、低くて車いすの入るスペースのあるカウンターを設置するなど、車いす使 用の人が利用しやすい工夫をします。
- ■車いす使用の方にとって、車いすは身体の一部のように感じているので、勝手に車いすを押したりせず、誘導の介助を希望されるかどうか、必ず、本人の意向を確認してから誘導介助を行います。

立っているのがつらそうな人

■椅子のあるところに案内し、そちらに担当職員が出向いて用件を伺います。

知的障がいのある人

■絵や図、写真などを使用して分かりやすく説明します。

(2)来客・窓口対応

来庁者に気づいたら、仕事の手を止め、椅子から立ち上がって用件をたずねます。

【差別的取扱いの禁止】

- ■障がいがあることを理由に窓口対応を拒否することはしてはいけません。
- ■障がいがあることを理由に対応の順序を後回しにしてはいけません。
- ■障がいがあることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供などを拒んではいけません。
- ■障がいがあることを理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりしてはいけません。

【共通的な配慮】

- ■話が的確に伝わるように、「明確に」「ゆっくり」「ていねいに」話します。
- ■障がいの種別に関わりなく、相手の話をよく聴き、安心して話ができる信頼関係をつ

くります。

- ■必要に応じて、絵・図・写真を使って説明します。
- ■パンフレット等の位置をわかりやすく伝えます。
- ■来訪の意図等が的確に把握できない場合には、必要に応じて複数の職員で応対します。
- ■障がい特性に応じた方法で説明ができるよう、予め説明資料等の準備をしておきます。
- ■ポイントを明確に、文章は短く、専門的な用語でなく一般的な分かりやすい言葉で説明します。
- ■説明の際には、必要に応じてメモを渡します。その際、なじみのない外来語は避ける、 漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく、午前・午後で表記するなどの配慮 をします。
- ■比喩表現が苦手な方に対しては、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明します。
- ■書類の記入方法については、記入例も含めて文書で大きくわかりやすく表示しておきます。
- ■書類の記入の仕方がわからない人には、「お手伝いしましょうか?」と声をかけます。
- ■障がいの状況から自筆が困難な場合には、本人の意思を確認して、可能な限り代筆を 行います。また、代筆する場合に、その内容が周囲に聴かれないよう配慮する必要が あります。必要に応じて、別室を用意して代筆をする配慮をします。
- ■文書の交付や閲覧の際に、本人が希望される場合には、内容をわかりやすく説明します。
- ■疲労を感じやすい方から別室での休憩の申し出があった場合には、別室を確保するようにします。別室を確保することが困難である場合には、本人に事情を説明し、対応している窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設けるなどの配慮をします。
- ■不随意運動等により書類等を押さえることが難しい方に対して、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりします。
- ■順番を待つことが苦手な方に対しては、周囲の方の理解を得た上で、手続き順を入れ 替えます。
- ■他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合 には、本人に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備します。

【障がい種別の配慮】

視覚障がいのある人

- ■自分の肩書きと名前を名乗った上で、伝えたい内容を具体的な言葉で分かりやすく説明します。
- ■一時的に席を離れる際や新たに応対する職員が加わるような場合には、その旨を伝えます。

- ■拡大文字の文書を希望される人には、説明資料等を拡大コピーして説明します。
- ■必要に応じて必要な箇所や、希望箇所を読み上げます。読み方としては、まず目次や 全体の構成を説明し、その後に必要な箇所を読みます。その際は、要点をまとめるの ではなく、原文をそのまま読み上げます。
- ■代筆した場合には、その内容を読み上げ、内容を確認してもらいます。
- ■会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号 が異なりうることに留意して使用します。

聴覚障がいのある人

- ■お互いが可能なコミュニケーションの方法を確認し、用件を伺います。
- ■筆談を求められた場合には、面倒がらずに応対します。
- ■問い合わせは、ファックス・Eメールなどでもできるようにします。
- ■話す時には、本人の正面を向いて、口を見せ、ゆっくり、はっきりと話しかけます。

車いす使用の人

■高いところに置かれたパンフレット等を取って渡します。

口頭での説明では理解が難しい人

- ■絵や図、写真などを使用してわかりやすく説明します。
- ■説明のポイントをメモ書きして渡します。その際、必要に応じて、漢字にはふりがな をふります。

同じ話を何度も繰り返す人・つじつまの合わない話をする人

- ■話を途中で遮らずに、タイミングを見計らって用件を確認し、訪問目的に沿って対応 するようにします。
- ■相手が声の調整ができず大きい声で話しても、落ち着いた雰囲気で応対することを心がけます。
- ■相談内容を箇条書きにし、内容を相互で確認したうえで、相手に渡します。次回まで に準備してほしいことがあればアンダーラインを引くなどして、課題を明確にします。

(3) 行政情報の提供

行政情報の提供は、複数の手段によって行いますが、下記の点に留意が必要で す。

広報みずなみ

広報みずなみに掲載する記事及び情報は、簡潔で分かりやすい内容とします。

※視覚障がいのある人へは、登録をしてもらうことにより音声広報データ「声の広報」を CDやカセットテープで届けます。(要望があった場合は広報係より社会福祉協議会(音訳ボランティア)へ依頼します。)

印刷物

その情報を対象となる人全てが受け取ることができるのか、配慮する必要があります。 状況に応じて、点字・拡大版やふりがな付きでの提供や、SPコードを貼付して提供します。

[SPコード]

紙に掲載された印刷情報をデジタル情報に変換した二次元コードで、専用の読み上げ装置で読み取ると記録されている情報を音声で聞くことができます。なお、印刷物に貼付する場合は、コードの位置認識のために切り込みを入れます。

※SPコードを作成するソフトは、株式会社廣済堂のホームページから無償でダウンロードできます。

ホームページ

瑞浪市ホームページは、アクセシビリティ(誰もが利用できる)やユーザビリティ(使いやすさ)を確保するために、「瑞浪市ホームページの運用に関する要綱」に沿って運営されています。

目でホームページを見ることができない、見にくい等の視覚障がいのある人がホームページを耳で聞くことによって情報を取得する手段のひとつとして、音声読み上げソフトを利用しています。

[音声読み上げ対応の留意点]

- ・文字の表記
 - 体裁を整えるために、単語の途中に空白を入れると、意図しない読み上げとなります。
- ・画像の使用

画像ファイルで表現される情報を音声で伝えるために、画像ファイルの情報を説明した文字列(代替テキスト)を付加する必要があります。

・ 表の使用

表は意図しない順序で読み上げる可能性があるので、表を使用する場合には、読み上 げ順序に配慮した構造とする必要があります。

・PDFファイルの使用

PDFファイルやMicrosoft Office等、特殊な添付ファイルの情報は音声読み上げソフトで正確に伝えることが困難なため、できるだけHTML版で掲載したり、要約を併せて掲載したりします。

(4) 市民を対象とした講演会やイベント等の開催

市民を広く対象とする講演会やイベント等を開催する場合は、障がいのある人の参加を念頭においた対応が必要となります。

【開催会場の確認】

- ■障がいのある人の利用が可能かどうか、エレベーター・多目的トイレ・身障者駐車場 等の有無について、確認します。
- ■会場までの通路や廊下は車いすで通行可能かどうか、確認します。

【事前の情報提供】

■講演会やイベントに関する事前情報は、広報誌、ポスター、チラシ、新聞だけでなく、 テレビ、ラジオ、ホームページなど、できる限り複数の情報伝達手段を利用します。

【参加申込み】

- ■障がいがあることを理由に、説明会、シンポジウム等への出席を拒んではいけません。
- ■事前に参加申込みを受ける場合は、電話、郵送、ファックス、Eメールなど、できる 限り複数の手段で受けるようにします。
- ■申込書の様式は、障がいのある人が希望するサービスを事前に把握できるようにしておくと、各種ニーズへの対応を準備することができます。

【会場内設営】

- ■会場出入口まで、スムーズに行くことができる敷地内通路かどうか確認します。
- ■階段や段差がある場合、板などによる簡易スロープを設置するなどの応急措置や係員 を配置して、車いすを持ち上げる、杖を使っている人は介助するなどの人的支援を検 討します。
- ■電源コードの敷設などにより、床面に凸凹ができる場合は、テープなどで被覆し、サインの設置や係員の配置により注意を促すなどの対応を検討します。
- ■講演会や会議において、手話通訳者や要約筆記者を配置する場合は、聴覚障がいのある人の座席を前方に指定します。

なお、説明者は、手話通訳や要約筆記に配慮し、ゆっくりとした説明を心がけます。

- ■車いす使用の人の座席については、出入口や通路に近い場所を広めに確保します。
- ■スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保します。

7. 相談窓口の設置

職員が職務を遂行する中で行った障がいを理由とする差別に関して、障がいのある人等からの相談に応じるとともに適切な措置を講じるため、相談窓口を民生部社会福祉課に置き対応します。

8. 研修の実施

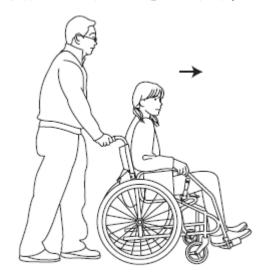
このマニュアルに基づき、職員が障がいのある人に対し適切に対応できるよう、また、 障がいの特性やその状態に応じた配慮、社会的障壁の除去の必要性等、障がいの理解を 深めるために、職員研修を実施します。

9. 参考

(1) 車いすでの介助方法

【自走式標準タイプの車いすの押し方】

■ハンドグリップを握り、重心を安定させ、体全体で押すようにします。押し始める際には、「進みます」「押します」などと声をかけてください。止まる時は声をかけて静かに止まります。急に止まると車いすから転げ落ちる場合がありますので注意が必要です。

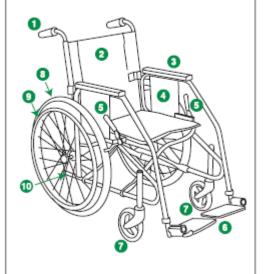


【ブレーキ(ストッパー)のかけ方】

■車いすの背面から側面にかけて立ち、片手で ハンドグリップを握りながら、もう一方の手 でブレーキ (ストッパー)をかけます。反対 側もハンドグリップを放すことなく、ブレー キ (ストッパー)をかけます。



〈自走式標準タイプの車いすの 各部の名前〉



- 1 ハンドル(介助者用にぎり)
- ② バックレスト(背もたれ)
- 3 アームレスト(ひじ当て)
- **④ スカートガード(がわ当て)** =衣服が外に出ないようにします。
- ブレーキ (ストッパー)=両側についています。
- ① フットレスト
- マネヤスター
- (3) 後輪(大車輪)
- ① ハンドリム:車輪を回すハンドル
- ⑦ ティッピングバー

=介助者がキャスター上げをする ときに足で踏み込みます。

【キャスター上げ】

■ティッピングバーを踏み込むと同時に、 ハンドグリップに体重をかけ、押し下げ ます。素早く安定させることが安心につ ながります。



【キャスター上げでの移動】

■ハンドグリップをしっかりと握り、 ふらつかないようにバランスを取 りながら、前に進めます。





①フットレストを上げます。②シート中央部を持ち上げます。③完全に折りたたみます。

広げ方

- ①外側に少し開きます。
- ②シートを押し広げます。
- ③両手を「ハ」の字に広げ、シートの両端をしっか り押し広げます。



【急な下り坂】

■急な坂道やスロープは後ろ向きで下りる方が安全です。ハンドグリップをしっかり握り、後方を確認しながらゆっくりと下ります。(どちら向きで下りるか乗っている人に確認してから進みます。)

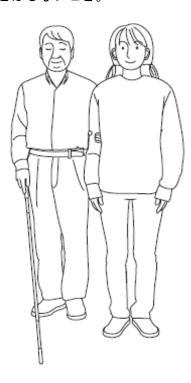
(2) 視覚障がいのある人の介助方法

【基本原則】

- ■視覚障がいのある人の動きを制限しないこと。
- →基本姿勢で相手の前に位置しても引っ張ってしまっては、視覚障がいのある人の動き は制限されたことになり、非常に不安で恐怖感を生じさせます。
- →白杖を引っ張ったりすることは、身体の一部を引っ張っているのと同じことになります。(白杖は身体の一部と理解してください。)
- ■一時的に待ってもらうときには、空間に放置するようなことはしないこと。
- →自分がどこにいるか非常に不安になります。壁や柱など に触って待ってもらうようにします。

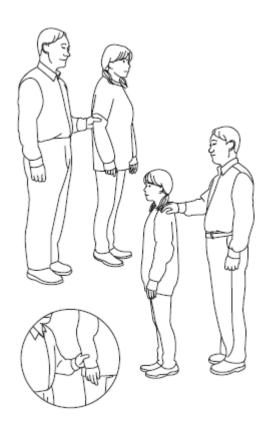
【基本姿勢】

- ■相手の白杖を持つ手の反対側の半歩前に立ち、肘の少し 上を握ってもらい、二人分の幅を確保しながら誘導しま す。
- ※なお、必ずしも白杖を持つ手の反対側に立つとは決まっていないため、相手に立ち位置を聞いてから移動します。
- ■誘導する際は、状況を口頭で伝えることが大切で、特に 足元や障害物についての情報が必要です。
- ■なお、説明する時はあいまいな表現ではなく、「右」「あ と○メートルぐらい」と具体的に説明します。



【肘や肩、手首をつかんでもらう場合】

- ■相手の肘の角度が90度くらいになることで、互いの位置を適度な間隔に保つことができます。持たれている肘は、体側に軽く付けてごく自然にし、腕はあまり振らないようにします。
- ■相手の背が高い場合には、ご本人に確認した上で、肩をつかんでもらっても良いでしょう。
- ■また、逆に相手が子どもだったり、極端に 背の高さが違う場合には、手首のあたりを つかんでもらっても良いでしょう。



【白杖を持っている人と階段を上がる方法】

■白杖を持っていない側に立ち、「基本姿勢」をとります。階段が始まることを口頭で告げ、あなたから上がり始めます。上がるスピードについて口頭で確認し、階段の終わりについても伝えます。



【白杖を持っている人と階段を下りる方法】

■白杖を持っていない側に立ち、「基本姿勢」をとります。上がる時と同様に、階段が始まることを口頭で告げ、あなたから下り始めます。スピードに気をつけ、声をかけながら下り、階段の終わりを知らせます。



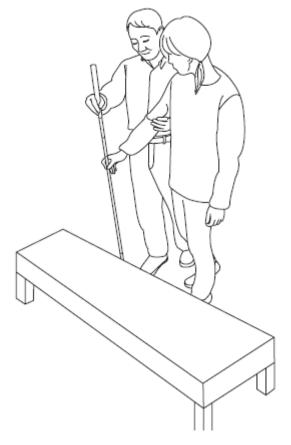
【椅子に座る時】

- ■椅子に座ることを伝え、椅子のタイプ (一人掛け、 長椅子など)を説明します。背もたれにさわっても らうことで位置や向き、椅子のタイプなどを確認す ることができます。
- ※椅子に座る際には手をつかむのではなく、下から 添えるようにします。



【白杖による誘導】

- ■白杖を持っている人には、白杖を垂直 に立てた状態で椅子にふれるように手 を添え、座る場所に導くという方法も あります。その際は、事前に了解を得 た上で、白杖のグリップの少し下を持 って指し示すようにします。
- ※白杖に触れる場合には、必ず本人に 伝えてから触れるようにします。



【障害物がある場合】

■段差がある場合やくぼみをよけたりする場合についても階段と同じように、あらかじめ説明し、上がり下りの別や、その高さや大きさを「○センチぐらい」と伝えます。

【白杖SOSシグナルについて】

■白杖を使用し、外出先などで困ったことがあった際に、頭上 50cm 程度に掲げて周囲の方にサポートを求める合図のことです。

このシンボルマークは、岐阜市において、 視覚に障がいのある人の「SOSシグナル」のイメージをわかりやすく伝えるようなマーク等のデザイン画について募集を行い、全国各地より応募のあった28 8点の中から採用された作品をもとに作成されたものです。



白杖SOSシグナルを見かけたら

- ①白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS シグナルを発している視覚障がいの方を見かけたら、すすんで声をかけましょう。
- ②SOSシグナルを発している視覚障がいの方から、何に困っているのか、どのようにサポートしたらよいのかを聞きましょう。
- ③困っていることや支援してほしいことを聞いたら、サポートしましょう。

【点字ブロックについて】

■視覚に障がいがある方は歩道にある点字ブロックをたよりに歩行しています。点字ブロックの上に物を置いたり、自動車や自転車などを停めることは、視覚障がいのある人にとって、歩行の妨げになるだけでなく、大変な危険を招きますので、点字ブロックを障害物でふさがないように気をつけましょう。



(3) ほじょ犬(身体障害者補助犬)

「ほじょ犬(身体障害者補助犬)」は、目や耳や手足に障がいのある人の生活をお手 伝いする、「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」のことです。

身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けていて、障がいの ある人のパートナーであり、ペットではありません。

きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れるし、清潔です。 だからこそ、人が立ち入ることのできるさまざまな場所に同伴できます。

盲導犬

目の見えない人、見えにくい人が街中を安全に歩けるようサポートして、障害物をよけたり、立ち止まって曲がり角を教えたりします。ハーネス(胴輪)をつけています。

聴導犬

音が聞こえない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音・ファックス着信音・赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。"聴導犬"と書かれた表示をつけています。

介助犬

手や足に障がいのある人の日常の生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、 指示したものをもってきたり、着脱衣の介助などを行います。"介助犬"と書かれた表示 をつけています。

- ■ほじょ犬の同伴を受け入れる義務がある施設は以下の場所です。
 - ・国や地方公共団体が管理する公共施設
 - ・公共交通機関(電車、バス、タクシーなど)
 - ・不特定かつ多数の人が利用する民間施設(商業施設・飲食店・病院・ホテル等)
 - 事務所 (職場)

国や地方公共団体などの事務所 従業員50人以上の民間企業

- ■ほじょ犬ユーザーがハーネス (胴輪) や表示をつけたほじょ犬を同伴している時、ほじょ犬は「仕事中」です。
 - ・仕事中のほじょ犬には、話しかけたり、じっと見つめたり、勝手に触ったりして気を 引く行為をしないようにします。
 - ・ほじょ犬に食べ物や水を与えないようにします。ユーザーは与える食事や水の量、時 刻をもとに犬の排せつや健康の管理をしています。

(4) 障がいのある人に関するマーク



障害者のための 国際シンボルマーク

公益財団法人日本障害者 リハビリテーション協会

障がい者に配慮された建物施設であることを表す世界共通のマーク。すべてものにまるでは者を対したものでものでものでものでものではした。配りのはいるではいる。にはいるではいる。にはいるではいる。ではないではいる。ではないではないではないではないではないでは、ご理解ではないとます。



ヘルプマーク

岐阜県他

援助や配慮が必要なことを周囲に執ってとって、 周囲に対して、人工関節、内部障がい、難病、妊娠初期等、援助や配慮を必要としからることが外見からは分からない方がいます。このマークを見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。



ハート・プラスマーク

特定非営利活動法人ハート・プラスの会

身体内部に障がいがある人を表しています。心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直陽、小腸、肝臓、免疫機能の障がいは外見す。心臓ペースを装着している方がいよく方を接着している方がいます。



オストメイトマーク

公益社団法人 日本オストミー協会

オストメイトとは人工肛門・ 人口膀胱を保有する方のことです。このマークが表示の とです。このマークが表示の 処理、ストーマ装具の交換 装員の、オストメイトを 整い、オストメイトを 整い、オストメイトを を が、オストメイトを を が、オストメアを がこことを がしています。



白杖 SOS シグナル 普及啓発シンボルマーク

岐阜市



盲人のための 国際シンボルマーク

社会福祉法人 日本盲人福祉委員会



ほじょ犬マーク

厚牛労働省

身体障害者補助犬法の啓発のためのでは、 のためのでは、 のでは、 のでは、



障害者雇用支援マーク

公益財団法人ソーシャル サービス協会 IT センター

障がい者の就労を応援するる 企業や団体等がホームする ・シや広告物等に表用を積いる ・ク。障がい者雇用を行いる に行っている企業業がだこいと思っかをわかりです。 にのを は、企業側と障がい者の し、企業側とを しを目指したものです。



身体障害者マーク

警察庁



聴覚障害者標識

警察庁



耳マーク

一般社団法人全日本難聴者• 中途失聴者団体連合会

音が聞こえない、聞こえにとに が聞こえない、聞こえない、聞こえない、聞こえない、聞こえないが等のでした。 でいちるででした。表示がいがなすでも表示がい環ロであるがい環ロであるがい環ロであるがいであるがいであるがいです。 ですまります。 ではまればいます。 ではまればいます。 ではまればいます。 ではまればいます。 ではまればいます。 にはいます。 ではまればいます。 ではまればいます。 にはいます。



ヒアリングループマーク

一般社団法人全日本難聴者• 中途失聴者団体連合会